

Goldman
Sachs

ターゲットは、日本とアジアのテクノロジー。

Targeting the technology of Japan and Asia.

techWIN®

techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式型 日本・アジア・オセアニア型) / 自動けいそく投資可能 / 信託期間 無期限

投資信託説明書(目論見書)

2006.8

本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

(注)「techWIN」は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

設定・運用は

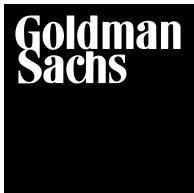


創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分はtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。



techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式型(日本・アジア・オセアニア型) / 自動けいぞく投資可能 / 信託期間 無期限

投資信託説明書(交付目論見書)

2006.8

本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

(注)「techWIN」は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年8月15日に関東財務局長に提出しており、平成18年8月16日にその届出の効力が生じております。
2. 証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

(注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、「販売会社」とは委託会社の指定する証券会社および登録金融機関をいふほか、文脈上別に解すべき場合を除き、これらのためにお申込みの取次を行う取次会社を含むことがあります。

(注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以後「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。)を「社振法」ということがあります。

(注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

(注4) 本書においてtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドを「本ファンド」または「techWIN」ということがあります。

(注5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループを文脈上別に解すべき場合を除き、「ゴールドマン・サックス」ということがあります。

(注6) ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が2008年1月以降も継続されます。

ファンドは、2007年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

2007年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、本投資信託説明書（交付目論見書）の「その他 振替制度について（10）振替機関について」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本投資信託説明書（交付目論見書）の「その他 信託の終了・約款の変更等」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの2006年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款（2007年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

ご利用の手引き

目次

概要

特徴

ファンド情報

リスク

運用

買付

換金

費用・税金

その他

ファンドの概要について知りたい	ファンド概要 2
ファンドの特徴について知りたい	ファンドのポイント 4 ファンドの特徴 4 ファンドのコンセプト - 「テクノロジーの世界連鎖」 5 投資対象の国(地域)とセクター 7 (ご参考)発展するアジア 8 ファンドの分配金 9
購入後のファンド情報を得るには	基準価額の入手方法 10 運用報告書 10 その他のディスクロージャー資料 10
リスクについて知りたい	投資対象株式の値動きの特徴 11 アジア・オセアニア地域の通貨の値動きの特徴 12 値動きの主な要因 13 その他のリスク、留意点 15
ファンドの運用について知りたい	ファンドの関係法人、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは 17 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況 18 運用体制およびリスク管理体制 19 ファンドの運用方針 20 ファンドの地域別配分のポイント 21 ファンドの銘柄選択のポイント 21 銘柄選択の基本プロセス 22
買付について知りたい	お買付のお申込み、お買付の価額 23 お買付の単位、お買付の流れ 23
換金字について知りたい	ご換金のお申込み、ご換金の価額 24 ご換金の単位、ご換金の流れ、ご注意点 24
ファンドの費用／税金について知りたい	お買付時・投資期間中・ご換金時の費用 25 ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金 25 その他の費用について、個別元本について、分配金の課税について 26 個人、法人別の課税の取扱いについて 26
その他	信託の終了・約款の変更等、その他の契約の変更について 27 受益者の権利等、内国投資信託受益証券事務の概要 28 投資制限 29 その他の情報について、「請求目論見書」の項目 30 ファンドの海外休業日 31 振替制度について 32 用語集 34
	財務諸表等 信託約款 信託約款(2007年1月4日適用予定)の変更内容について

ファンドの概要について知りたい

ファンド概要

項目	内容	
ファンド名	techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド	
商品分類	追加型株式投資信託 / 国際株式型(日本・アジア・オセアニア型) / 自動けいぞく投資可能	
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。	
主な投資対象	日本およびその他アジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の株式を主要投資対象とします。	
信託期間	原則として無期限(設定日:2000年5月31日)	詳しくは...
ファンドの特徴	<p>“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”とゴールドマン・サックスが考える日本およびアジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の上場株式(これに準ずるものも含みます。)に主に投資します。</p> <p>原則として外貨建資産に対しては為替ヘッジを行いません。</p>	 P4 ~ 8
値動きの主な要因 (投資リスク)	株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク 為替リスク カントリー・リスク エマージング市場への投資に伴うリスク 株式の流動性リスク	P13
決算日	毎年5月15日および11月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 原則として、毎決算時に収益の分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。	P9
委託会社 (運用会社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	P17、18
受託銀行 (信託銀行)	みずほ信託銀行株式会社	P17
販売会社 (申込取扱場所)	販売会社については右記のページ記載の照会先でご確認ください。	P10

ファンドの概要について知りたい

詳しくは…



項目	内容	
お買付・ご換金	「シンガポールの休業日」を除く毎営業日	P23、24
受付締切時間	<p>「シンガポールの休業日」を除く毎営業日の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。</p> <p>(注) 販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。</p>	P23、24
お買付価額	お買付申込日の翌営業日の基準価額	P23
お買付単位	<p>a. 一般コース : 1万口以上1万口単位</p> <p>b. 自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位</p> <p>a.またはb.のいずれかをお選びください。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなります。一度お選びいただいたコースは途中で変更できません。販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。</p>	P23
お申込手数料	3.15%(税込)上限として、各販売会社が定める料率	P25
ご換金価額	ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額	P24
信託財産留保額 (換金時の費用)	基準価額に対して0.3%	P25
ご換金単位	<p>a. 一般コース : 1万口単位</p> <p>b. 自動けいぞく投資コース : 1口単位</p> <p>販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。</p>	P24
ご換金代金のお支払い	原則としてご換金申込日から起算して5営業日目からお支払いいたします。	P24
信託報酬 (運用中の費用)	純資産総額に対して年率1.995%(税込) 上記信託報酬のほか、信託事務の諸費用等が別途、信託財産より支払われます。	P25
税金等	「ファンドの費用 / 税金について知りたい 個人、法人別の課税の取扱いについて」をご覧ください。	P26

概要

ファンドの特徴について知りたい

特
徴

ファンドのポイント

日本およびアジア・オセアニア諸国*の株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。

“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”とゴールドマン・サックスが考える日本およびアジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に主に投資します。

日本株式とアジア・オセアニア株式の投資比率は株式市場の時価総額や各国・地域の経済動向などを勘案して決定します。

原則として外貨建資産に対しては為替ヘッジを行いません。

* 本書においては、アジア・オセアニア諸国とは台湾、韓国、シンガポール、オーストラリア、香港、中国、インド、インドネシア、ニュージーランド、マレーシア、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイなどの国・地域を指します。

(注)市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”とゴールドマン・サックスが考える日本・アジア・オセアニア企業を中心に投資するファンド

テクノロジーの世界連鎖とは：

ある技術の概念がある国で生まれ、それが国境を越えて別の国で洗練、生産されるというプロセスを抽象化したものであり、各プロセスに適するあるいはこれ得意とする国・地域が主な舞台となり、世界的な分業体制のもとでさまざまな技術が発展を遂げてきたというコンセプトです。

ファンドの特徴

- 1.日本とアジア・オセアニアの両地域に投資します。
- 2.目覚ましい発展を遂げているテクノロジー・セクターを中心に投資します。
- 3.成長著しいアジア・オセアニア地域の経済発展の恩恵を享受することを目指します。

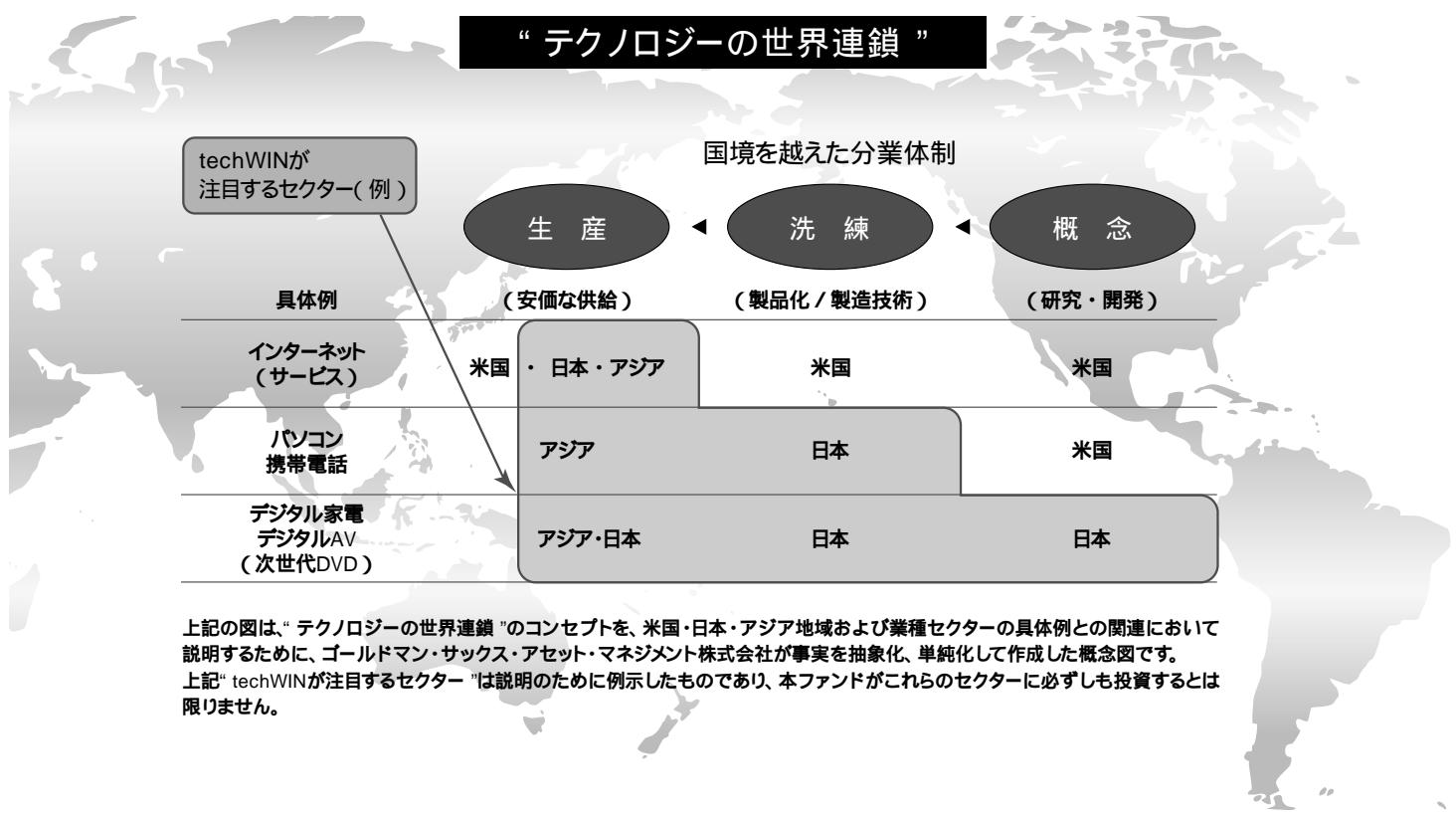
ファンドの特徴について知りたい

ファンドのコンセプト 「テクノロジーの世界連鎖」

テクノロジーの発展は、歴史的には研究・開発、製品化、生産という分業体制の下で実現してきたと考えられます。近年のテクノロジー産業は、企業の情報化と企業活動のグローバル化に伴い国境を越えた分業体制の下で発展していると考えます。

たとえば、ノート型パソコンは米国でその概念が生まれ、日本の小型／軽量化技術で洗練され、アジア諸国が世界の工場として生産を担う、という「概念 - 洗練 - 生産」の“テクノロジーの世界連鎖”というプロセスの下で発展してきたと考えられます。また、今日では次世代DVDに代表されるデジタル家電や第4世代携帯通信などの分野で新しい概念・標準規格(デファクト・スタンダード)が日本でも生まれようとしていると思われます。

このような“テクノロジーの世界連鎖”の中で今後より重要な役割を担うと考えられる日本、アジア・オセアニア諸国の企業を中心に投資します。

特
徴

上記の図は、“テクノロジーの世界連鎖”的な構造を示す概念図です。この図では、世界地図の上に、生産（安価な供給）、洗練（製品化 / 製造技術）、概念（研究・開発）という3つの段階が並んでおり、これらが国境を越えて連携している様子が示されています。また、各段階における具体的な例（米国、日本、アジア）が示されています。techWINが注目するセクター（例）として、インターネット（サービス）、パソコン・携帯電話、デジタル家電・デジタルAV（次世代DVD）が挙げられています。

ファンドの特徴について知りたい

“テクノロジーの世界連鎖”の鍵を握る日本企業を選別する3つの視点

1. テクノロジーの進化、発展の鍵となる重要かつ高度な技術を有する企業

携帯電話、パソコン、AV機器などはダウンサイ징(小型化・軽量化)と大容量化の両方を可能にする技術が進化・発展の鍵を握っていると考えられ、このような技術を育む電子部品・デバイスのセクターにおいて、高い競争力を持つ日本企業に注目します。

2. 標準規格(デファクト・スタンダード)を追求する企業

急速に進化しつつある携帯電話をはじめとする移動体通信技術では携帯電話端末、メモリー、システムLSIなどの要素技術が発展の鍵を握ると考えられ、この分野で次世代技術のデファクト・スタンダードを確立するポテンシャルを有する日本企業に注目します。

3. グループ企業内での相乗効果を生むビジネスモデルを有する企業

デジタルAV技術分野において、グループ力を活かし、次世代ゲーム機、デジタルTV、次世代DVD等の開発等で先行し、次世代デジタル家電の分野で競争優位を確立すると思われる日本の民生用エレクトロニクス企業に注目します。

世界の工場を担うアジア企業を選別する3つの視点

1. 生産の受け皿としての地位を確立／規模の経済による競争力を確保した企業

アジアのテクノロジー・セクターで技術的競争優位を確立し、規模の経済により競争力を確保し、世界の工場としての地位を確立したアジア企業に注目します。

2. 競争力のある技術を組み合わせることにより付加価値を強化した企業

競争力のある企業同士が協力することにより、より付加価値の高いサービスの供給を実現し、競争力を増した企業に注目します。

3. 安い労働コストをベースにした価格競争力を有する企業

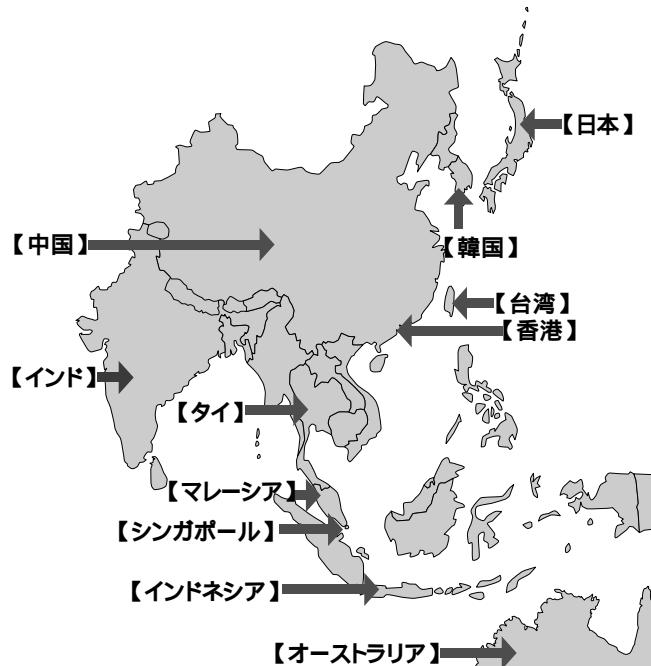
アジア地域におけるプログラマーやエンジニア等の技術者の人件費水準と豊富な労働力の優位性を活用し、価格競争力を確保することができたアジア企業に注目します。

ファンドの特徴について知りたい

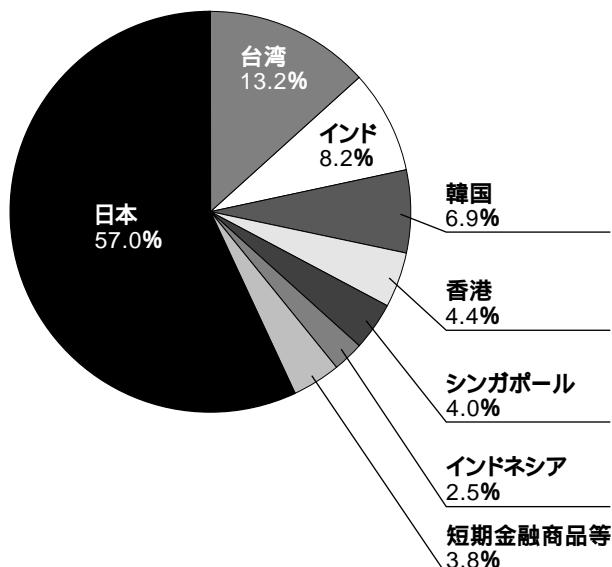
投資対象の国(地域)とセクター

“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”とゴールドマン・サックスが考える日本およびアジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に主に投資します。

<投資対象となる主な国(地域)の例>



<本ファンドの地域別投資比率 2006年5月末現在>



(注)投資比率は変動します。

<投資対象となる主なテクノロジー・セクターの例>

業種		商品・サービス
ハードウェア	家電	デジタル家電、デジタルAV機器、DVD
	通信機器	携帯電話、基地局、通信タワー
	半導体 / 半導体製造装置	ハード・ディスク、DRAM、メモリー、テスター、ステッパー
	電子部品	TFT(液晶)小型モーター、セラミック・コンデンサー
	精密機器	デジタルカメラ、磁気ディスク、医療用測定器
ソフトウェア		Webを用いたシステム・ソリューション ソフトウェア・コンサルティング ソフトウェア開発
通信 / インターネット		ケーブル、衛星、ADSL
メディア / コンテンツ		テレビ、出版、音楽、映画、ゲーム

上記の業種・商品・サービスの分類は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が独自に調査しましたので、将来変更される可能性があります。

上記の表は主要投資対象を例示したものであり、本ファンドの投資先がこれらのセクターに限定されるものではなく、また今後本ファンドが上記セクターに投資することをお約束するものではありません。

ファンドの特徴について知りたい

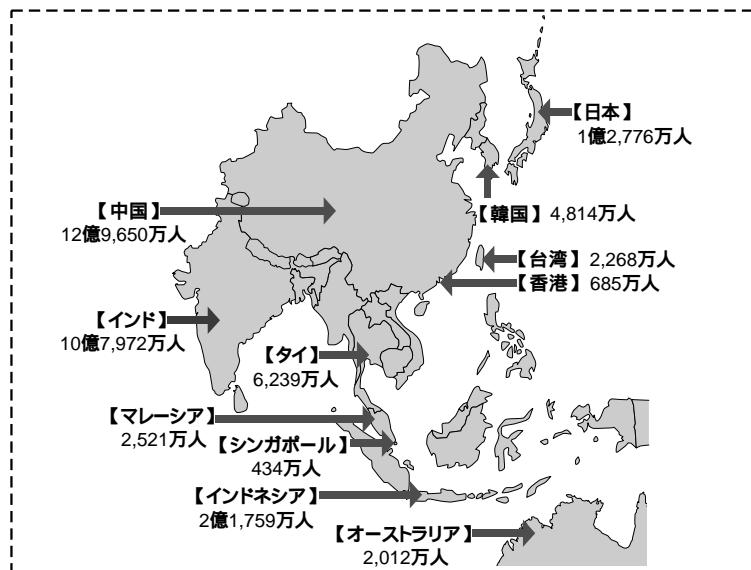
(ご参考) 発展するアジア

techWINが投資対象とするアジア地域はテクノロジーの発展を中心とした「世界の工場」としてのみならず「世界の消費市場」へ変貌を遂げつつあります。

所得の増大、生活水準の向上による消費拡大や巨大な人口などを背景にさらなる経済発展の可能性を秘めていると考えられます。

<アジア主要国(地域)の人口(2004年)>

(出所:世界銀行 2005年 World Development Indicators、外務省 2005年 各国・地域情勢(アジア・台湾))



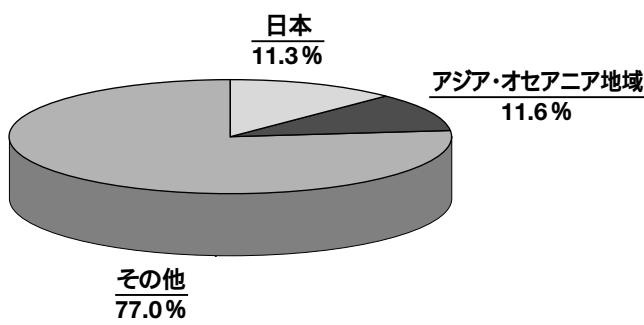
【日本およびアジア・オセアニア地域】
31億7,000万人

世界人口の
約50%を占める
巨大なマーケットへ

【世界全体】
63億4,500万人

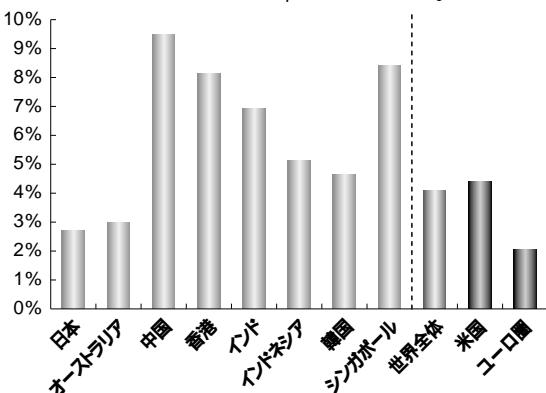
<日本およびアジア・オセアニア地域の世界全体に占めるGDP比率(2004年)>

(出所:世界銀行 2005年 World Development Indicators:米ドル・ベース)



<日本およびアジア・オセアニア主要国(地域)のGDP成長率(2004年)>

(出所:世界銀行 2005年 World Development Indicators)



現在、世界におけるアジア・オセアニア地域の経済規模はそれほど大きくないものの、先進諸国と比べて高い成長を遂げており、今後、発展が見込まれる経済圏として重視される可能性を有しています。

ファンドの特徴について知りたい

ファンドの分配金

年2回決算を行い、毎決算時(毎年5月15日および11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配方針

長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口 = 1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

特
徴

ご注意点

[一般コース]

- ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から販売会社を通じて支払われます。

[自動けいぞく投資コース]

- ・収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。
- ・収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。
詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:テック戦)。

運用報告書

年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

照会先 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電 話 03-6437-6000

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <http://www.gs.com/japan/gsam>

リスクについて知りたい

投資対象株式の値動きの特徴

テクノロジー関連株式

株式市場全体と比べると値動きが大きい傾向があります

テクノロジー関連株式は株式市場全体と比べて、大きな値動きとなる傾向があります。本ファンドは主としてテクノロジー関連株式に投資し、これらの株式への集中的な投資であるため、株式市場全体と比べて、大きな値動きとなる傾向があります。

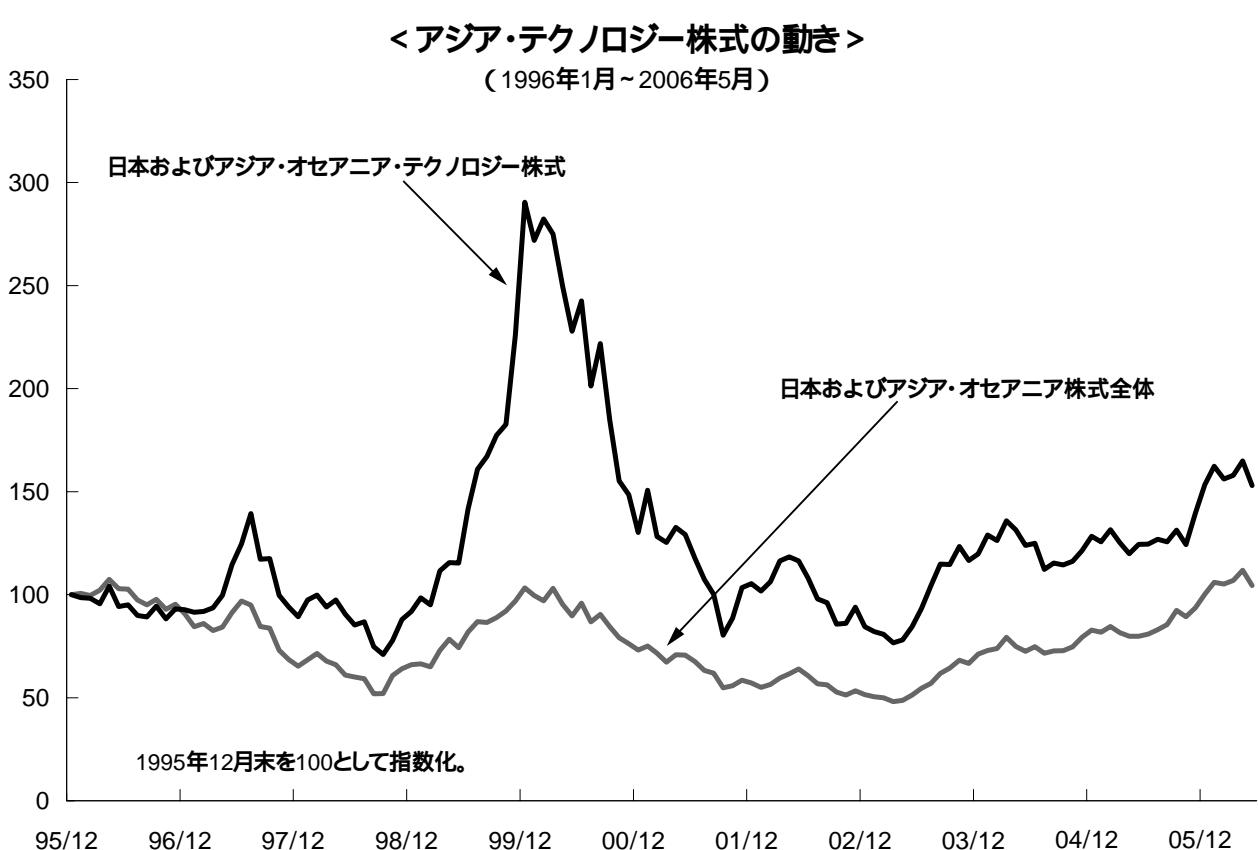
他地域のテクノロジー関連セクターからも影響を受ける傾向があります

テクノロジー関連企業は世界的なつながりが他の業界と比べて強いため、アジア各国の株式市場の動向だけでなく、他地域のテクノロジー関連業界の動向からも影響を受ける傾向があります。

アジア・オセアニア株式

先進国株式市場と比べると値動きが大きい傾向があります

アジア・オセアニア地域の株式市場には新興市場(エマージング)に分類される市場が含まれており、政治・社会・経済等の状況によっては欧米、日本等の先進国株式市場よりも大きな動きとなる傾向があります。



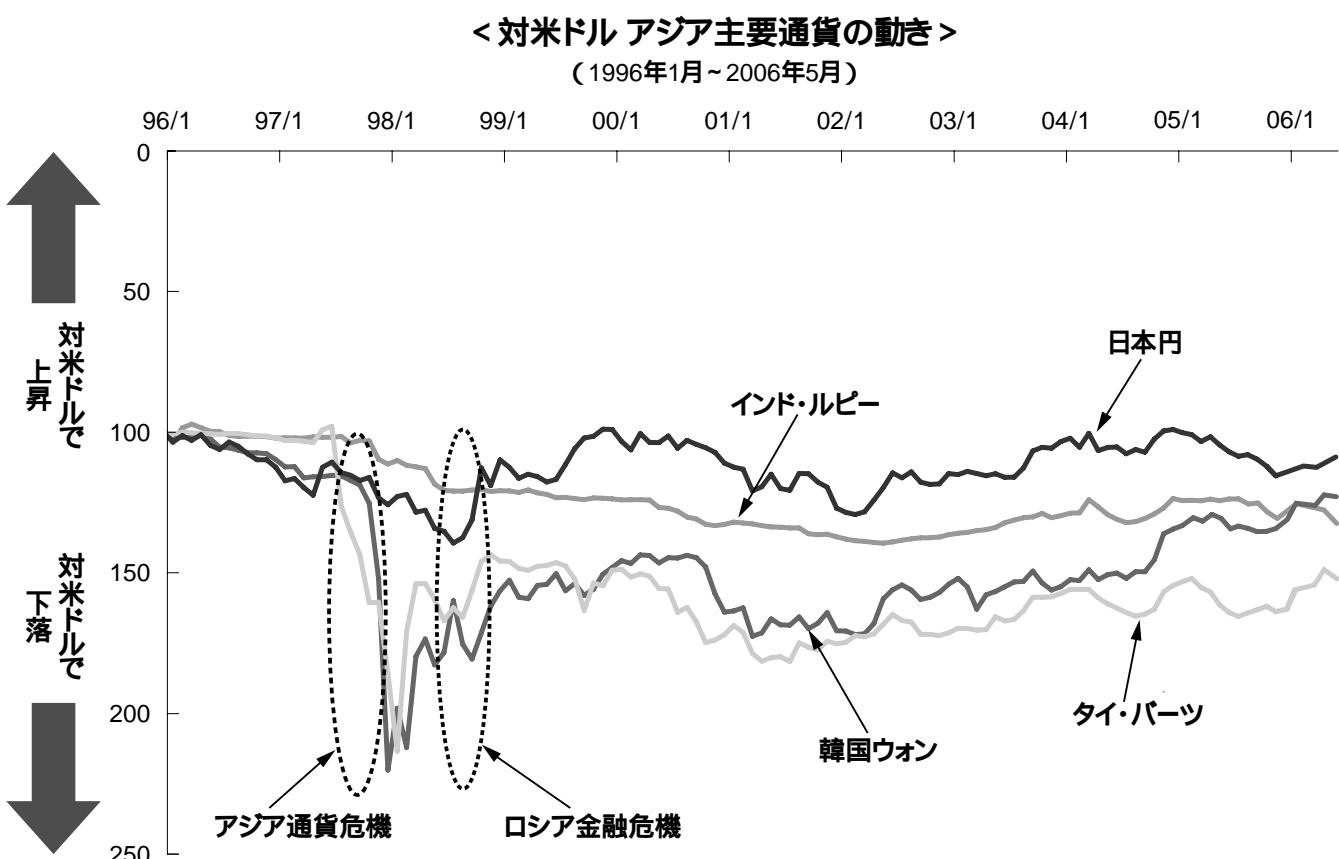
「日本およびアジア・オセアニア株式全体」としてMSCIアジア・パシフィック指数、「日本およびアジア・オセアニア・テクノロジー株式」としてMSCIアジア・パシフィック・インフォメーション・テクノロジー指数を使用。指標は現地通貨ベース。上記は、あくまでも指標の推移であって、本ファンドの実績ではなく、また将来の結果をお約束するものではありません。いずれの指標も、本ファンドのベンチマークではありません。指標には直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因等も考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

リスクについて知りたい

アジア・オセアニア地域の通貨の値動きの特徴

先進国通貨の為替動向と比べると値動きが大きい傾向があります

本ファンドでは、アジア・オセアニア地域での株式投資では原則として為替ヘッジを行わないため、本ファンドの基準価額は同地域の為替市場の動向の影響を受けます。また、同地域には新興市場(エマージング)に分類される通貨が含まれており、政治・社会・経済等の状況によっては先進国の為替市場よりも大きな動きとなる傾向があります。



リスクについて知りたい

値動きの主な要因

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されません。
主なリスクとして以下のものが挙げられます。

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは、テクノロジー関連企業の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等の様々なリスクが伴うことになります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特にテクノロジー関連企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対してより大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティ(価格変動率)が高く、より大きなリスクがあると考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に反応して変動します。したがって、本ファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金が回収できなくなることもあります。

為替リスク

本ファンドは、日本以外のアジア・オセアニア諸国も投資対象国とします。その場合、投資対象たる株式は外貨建てとなり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。市況によっては為替ヘッジを行うこともありますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります。(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)

リスク

リスクについて知りたい

値動きの主な要因(続き)

カントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。本ファンドには、こうした投資対象国の政治経済情勢、規制等様々な要因による影響を受けるカントリー・リスクが伴います。

とりわけ、本ファンドの投資対象国における証券市場の中には、外国の投資家による投資に種々の規制が加えられているものがあります。投資回収に政府の同意その他の制約が課せられる場合もあります。

エマージング市場への投資に伴うリスク

本ファンドの投資対象国にはいわゆるエマージング諸国が含まれます。エマージング諸国の市場への投資は、一般的に株式の流動性が低く、市場環境やその国の政治状況によってはアジア通貨危機で見られたように投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があります。その結果、解約代金の支払日が一部解約申込日から起算して5営業日目を超える場合があります。また、大量の解約が出て信託財産中の流動性の高い証券を売却するだけでは解約代金を捻出しきれないような場合など、状況によっては、解約の申込みを受付けない場合もあります。

エマージング諸国の中への投資には、先進国の市場への投資と比較して、上記のカントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから株式の流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に証券市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。エマージング諸国におけるカストディアンやプローカーに証券が預託される場合にもリスクが生じます。

株式の流動性リスク

本ファンドは、国内・海外を問わず流動性の低い株式にも投資します。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ(値格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

リスクについて知りたい

その他のリスク

解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てるため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

先物取引等に伴うリスク

本ファンドは、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、プローカーの破産等が生じた場合に、取引の中止、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより本ファンドが悪影響を被ることがあります。

コール・ローンの相手先に関するリスク

本ファンドは余資運用を原則としてコール・ローンで行いますが、これには相手先の信用リスクが伴います。

リスク

留意点

資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

一部解約に関わる留意点

一部解約には解約時の基準価額に対して0.3%の信託財産留保額がかかります。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。

受託銀行の信用力に関わる留意点

受託銀行の格付けが低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

リスクについて知りたい

留意点(続き)

繰上償還に関する留意点

本ファンドは、受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等に、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、繰上償還されることがあります。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

受託銀行の辞任・解任に伴う委託会社の免責に関する留意点

受託銀行は、委託会社の承諾を受けて本ファンドの受託者の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託銀行を解任することができます。

受託銀行が辞任または解任されたもしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託会社は解任権行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託会社は、受託銀行の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めますが、かかる判断の結果解任されなかった受託銀行または選任された新受託者が倒産等により信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

お買付およびご換金の制限に関する留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、お買付およびご換金の受付けを中止またはすでに受けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消しましたは保留)させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

その他の留意点

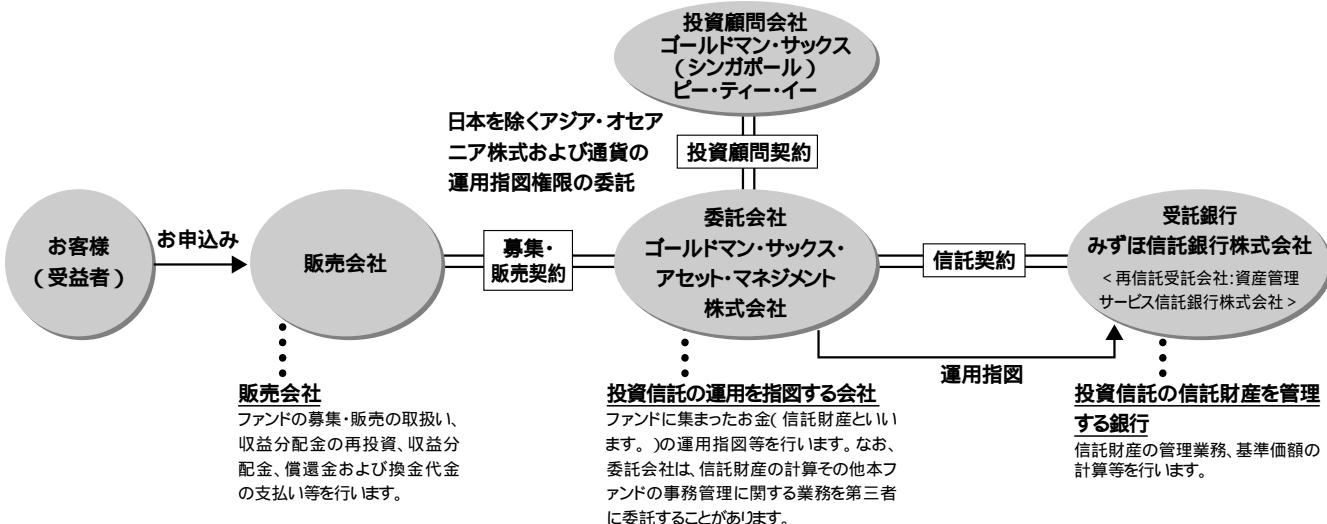
収益分配金、一部解約金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

各販売会社はその取次会社を通じて本ファンドの販売を行うことがあります。さらに取次会社は、販売会社に代わり購入申込者への目論見書の交付、受益者への運用報告書の交付、その他本ファンドに関する業務を行います。

委託会社は、販売会社またはその取次会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社またはその取次会社は販売(お申込代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

ファンドの運用について知りたい

ファンドの関係法人



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界の主要な投資銀行のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2005年12月末現在、グループ全体で4,961億米ドル(約58.6兆円*)の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2005年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=118.07円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

運用



ファンドの運用について知りたい

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

1. 資本金

委託会社の資本の額は4億9,000万円です(2006年8月15日現在)

2. 沿革

委託会社は、米国を本拠地として総合的な金融サービスの提供を展開するゴールドマン・サックスの資産運用グループの日本における拠点として、日本法上の株式会社として設立された投資信託委託業者です。主な変遷は以下のとおりとなっています。なお、この他に、これまで、商号の変更、合併、事業目的の変更等はありませんでした。

1996年2月6日 会社設立

1996年2月23日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

2000年11月30日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴う投資信託委託業のみなし認可

2001年8月13日 有価証券等に係る投資顧問業を会社の目的に追加

2002年1月18日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(「投資顧問業法」)上の投資顧問業者としての登録

2002年3月29日 投資顧問業法上の投資一任契約に係る業務の認可

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所: 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名: 代表取締役 土岐 大介

4. 大株主の状況

(2006年8月15日現在)

氏名または名称	住 所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

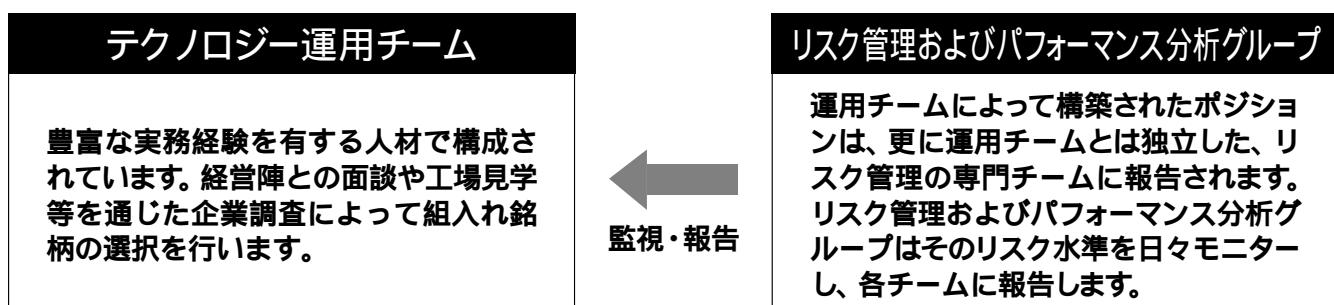
ファンドの運用について知りたい

運用体制およびリスク管理体制

本ファンドの運用は、委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(東京)およびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーが担当します。本ファンドにおいて、日本株式の運用は、委託会社の運用部における日本株テクノロジー運用チームが担当しており、日本を除くアジア・オセアニア諸国の株式の運用は、ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーと委託会社のポートフォリオ・マネージャーからなるアジア・オセアニア(日本を除く)株テクノロジー運用チーム*が担当しています。

* ここでいうテクノロジー運用チームとは、委託会社およびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーのポートフォリオ・マネージャーのうち、本ファンドの運用において中心的役割を担う、テクノロジー・セクター担当のポートフォリオ・マネージャー等のことを指します。

加えて、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)の各拠点のポートフォリオ・マネージャーとともにグローバルでテクノロジー運用チームを構成しており、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図っています。



(注)本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

ゴールドマン・サックスのグローバルな株式運用体制

(2006年5月末現在)



(注)ここでいうテクノロジー運用チームとは、委託会社およびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーのポートフォリオ・マネージャーのうち、本ファンドの運用において中心的役割を担う、テクノロジー・セクター担当のポートフォリオ・マネージャー等のことを指します。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネージャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

ファンドの運用について知りたい

ファンドの運用方針

主として日本およびその他アジア・オセアニア諸国(オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ等)のテクノロジー関連企業の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます。(ただし、投資環境等により、当該株式の組入れ比率を引き下げる場合もあります)ここでいう「テクノロジー関連企業」とは、技術進歩や技術改良につながる、またこれから恩恵を受ける可能性のある商品、サービス等の提供、利用あるいは開発に従事しているとポートフォリオ・マネージャーが判断する企業のことで、具体的には家電、通信機器、半導体 / 半導体製造装置、電子部品、精密機器、ソフトウェア、通信 / インターネット、メディア / コンテンツ等の産業において製品またはサービスの開発、製造、販売等を行う企業をいいます。

日本企業の株式と日本以外のアジア・オセアニア企業の株式への投資比率は、市場の時価総額等を考慮して、委託会社がゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーと協議のうえ決定します。
投資対象国市場への直接投資に加えて、海外の証券取引所等において取引されている投資対象国企業の株式等にも投資します。

中長期的視点から各市場の企業業績見通しに重点を置き、金利の水準やその方向性、株価収益率等を考慮し、市場期待収益率の予測値も参考にしながら投資先企業の地域配分比率を決定します。
投資対象会社への会社訪問や工場見学等による直接調査の上、ファンダメンタルズ分析に基づいて個別銘柄の組入れを決定します。組入れ銘柄の選択に際しては、(1)資本効率が高いまたは改善していること、(2)経営陣の質およびその能力が高いこと、(3)平均以上の成長率を中長期的に維持できると見込まれること等を主な評価ポイントとします。

原則として外貨建資産に対しては為替ヘッジを行いません。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ファンドの運用について知りたい

ファンドの地域別配分のポイント

日本企業の株式と日本以外のアジア・オセアニア諸国の企業の株式への投資比率は、市場の時価総額等を考慮して、委託会社が投資顧問会社であるゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーと協議のうえ決定します。

ファンドの銘柄選択のポイント

日本およびその他アジア・オセアニア諸国のテクノロジー関連企業の中から、持続的な競争力と長期的な収益拡大を可能にする財務基盤と財務戦略を有するとポートフォリオ・マネージャーが判断した企業を中心に投資することで、“テクノロジーの世界連鎖”の中で“勝ち残る”企業に投資するという、これまでのテクノロジー・ビジネスへの投資とは異なる視点に基づいた確固とした投資戦略を追求します。

投資対象会社への会社訪問や工場見学等による直接調査の上、ファンダメンタルズ分析に基づいて個別銘柄の組入れを決定します。

組入れ銘柄の選択に際しては、

- (1) 資本効率が高いまたは改善していること
 - (2) 経営陣の質およびその能力が高いこと
 - (3) 平均以上の成長率を中長期的に維持できると見込まれること
- 等を主な評価ポイントとします。

techWINが投資する“勝ち残る”テクノロジー関連企業の条件

techWINが投資する日本企業の特徴

発展の鍵となる重要かつ高度な技術を有する企業

標準規格(デファクト・スタンダード)を追求する企業

グループ企業内での相乗効果を生むビジネスモデルを有する企業

techWINが投資するアジア企業の特徴

生産の受け皿としての地位を確立／規模の経済による競争力を確保した企業

競争力のある技術を組み合わせることにより付加価値を強化した企業

安い労働コストをベースにした価格競争力を有する企業

+

+

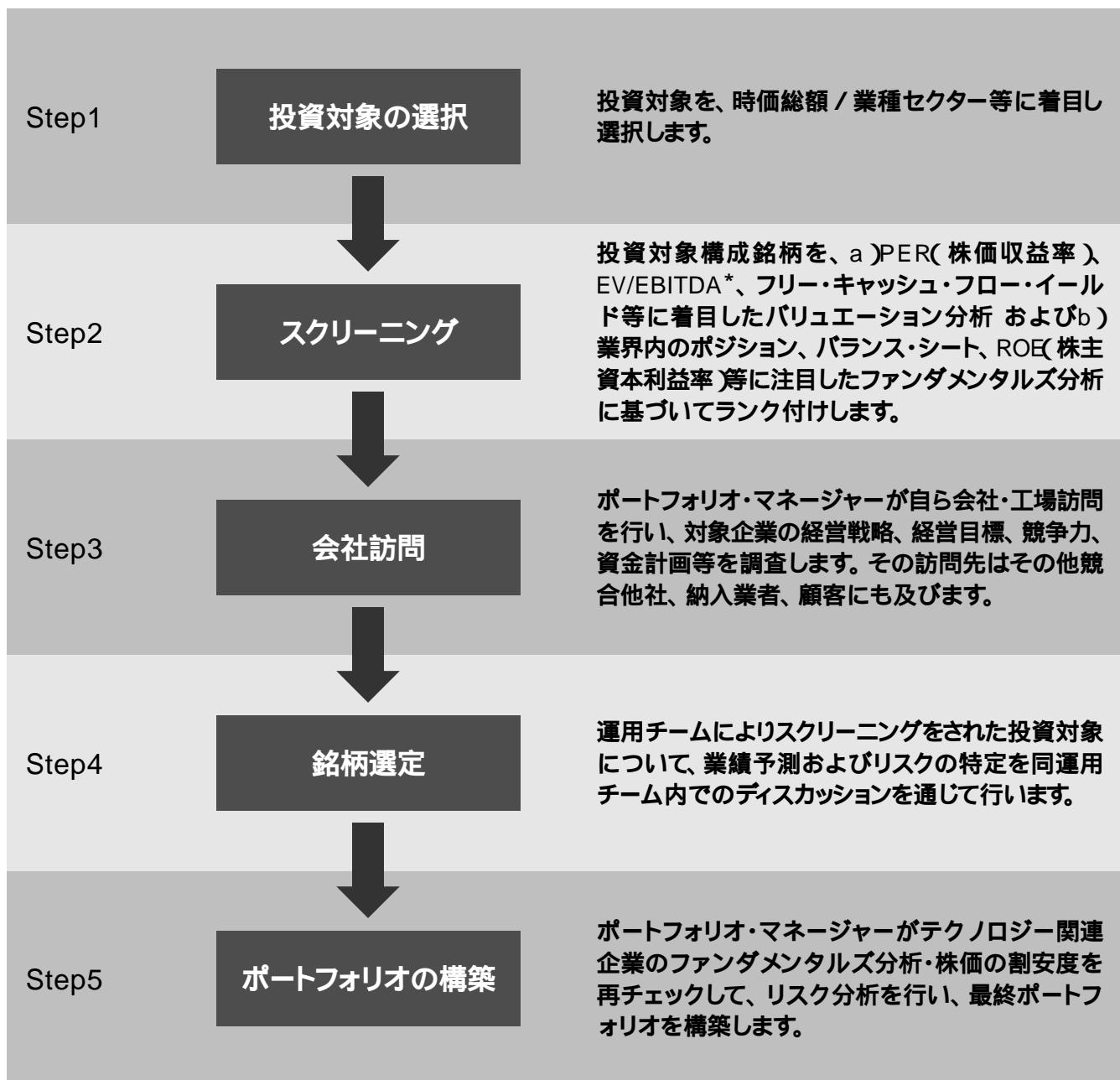
持続的な競争力／収益拡大を可能にする財務基盤・財務戦略

(注)上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

運用

ファンドの運用について知りたい

銘柄選択の基本プロセス



* 株価水準を測るひとつの指標で、この倍率が低ければ、株価は割安ということになります。EV(Enterprise Value)とは企業の買収価値のことです、株式時価総額(株価×発行済み株式数)+有利子負債 - 現預金の計算式で求められるものです。EBITDA(Earning Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization)とは、金利・税金・償却前利益のことです。

(注) 本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

買付について知りたい

お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)^{*2}までにお買付のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる各販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行の休業日(以下「シンガポールの休業日」といいます。)を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引きられた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください(ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付の価額

お買付の価額は買付申込をされた日の翌営業日の基準価額が適用されます。

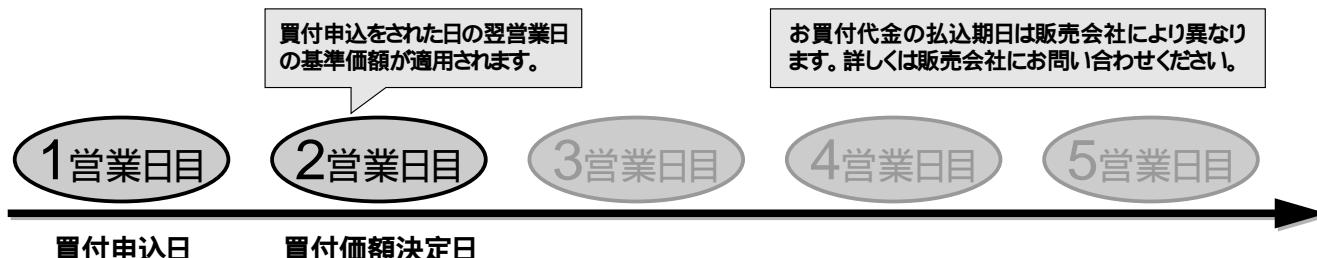
お買付にかかる費用については「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

お買付の単位

一般コース	1万口以上1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位

販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

お買付の流れ



お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

お買付のお申込みの受付を中止することまたはすでに受けたお買付のお申込みを取消しする場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい 留意点 お買付およびご換金の制限に関する留意点」をご覧ください。

販売会社および販売会社毎の販売条件等につきましては、10ページ掲載の照会先でご確認ください。また、販売会社と取次契約を結んだ取次会社が本ファンドを販売する場合があります。

(注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

買付

換金について知りたい

ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 「シンガポールの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ご換金の価額

ご換金は解約請求により行うことができます。

ご換金の価額は、換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額(解約価額)となります。

$$\text{換金価額} \quad (\text{解約価額}) = \text{お申込みの翌営業日の} \quad \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} \quad (\text{当該基準価額} \times 0.3\%)$$

お手取額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

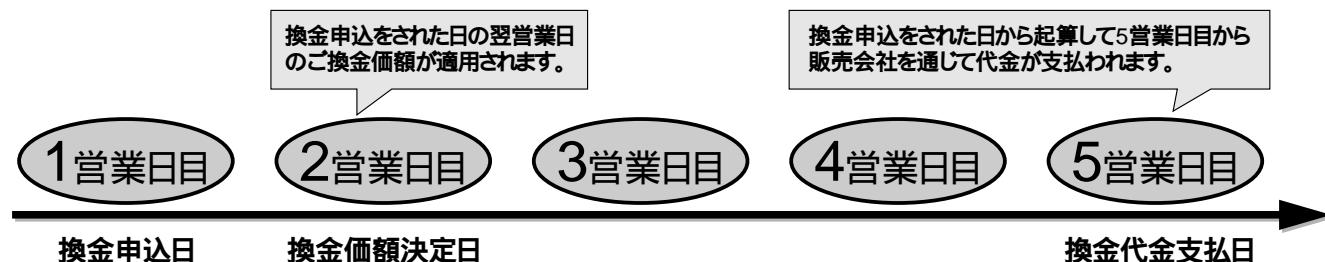
詳しくは、「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

ご換金の単位

一般コース	1万口単位
自動けいぞく投資コース	1口単位

販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。

ご換金の流れ



(注)換金代金のお支払いのために信託財産から流動性の低い証券を売却する必要がある場合には、お支払いには5営業日より長くかかる可能性があります。また、場合によってはご換金を受付けないこともあります。

ご換金のお申込みの受付を中止することまたはすでに受けたご換金のお申込みを取消しまたは保留する場合があります。詳しくは、「リスクについて知りたい 留意点 お買付およびご換金の制限に関する留意点」をご覧ください。

ご注意点

本ファンドの資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

ファンドの費用／税金について知りたい

本投資信託説明書(交付目論見書)で使用している税率等の課税上の取扱いは2006年8月15日現在のものです。税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用					税金 ^{*1}
お買付時^{*2}	3.15%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が申込手数料となります。					
投資期間中 (運用費用の内訳)	信託報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。					
	支払先 各販売会社の取扱 に係る純資産総額	合計	委託会社	販売会社	受託銀行	
	100億円未満の部分	年率 1.995% (税込)	年率 1.050% (税込)	年率 0.840% (税込)	年率 0.105% (税込)	
	100億円以上の部分	年率 1.995% (税込)	年率 0.840% (税込)	年率 1.050% (税込)	年率 0.105% (税込)	
	上記信託報酬のほか、信託事務の諸費用等が別途、信託財産より支払われます。詳しくは、後記「その他の費用について」をご覧ください。					
ご換金時 (解約請求による場合)	基準価額に対して0.3%(信託財産留保額 ^{*3})					解約価額の個別元本 超過額×10% (所得税7%、地方税3%)
収益分配金 受取時						普通分配金×10% (所得税7%、地方税3%)
ファンドの 償還時						償還価額の個別元本 超過額×10% (所得税7%、地方税3%)

*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合、原則として7%(所得税7%)の源泉徴収となります。

*2 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

*3 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの費用／税金について知りたい

その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)

- 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
- 外貨建資産の保管費用
- 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- 信託財産に関する租税
- その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)

なお、委託会社は、上記 記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記 記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。

「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。ただし、2008年4月1日以降は、同税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば、総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

また、2004年1月1日以降に買取差損益または解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得または損失との損益通算が可能です。公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2008年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

(注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

その他

信託の終了・約款の変更等

信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き^{*}を経て終了することがあります。

- (1) 受益権総口数が、50億口を下回ることとなった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託業者が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除ます。)
- (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときで受託銀行と合意する場合

* 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます*。

* 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、委託会社が受益者を代理して本ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、書面の交付を原則として行いません。なお、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

その他の契約の変更について

(1) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(2) 投資顧問契約

委託会社とゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーとの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(注) ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

その他

受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日目から収益分配金交付票と引換えに販売会社を通じて受益者に支払われます。上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じるものとします。販売会社は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目から受益証券と引換えに販売会社を通じて受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払いの場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払いの場合には受益証券に記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

(5) 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については、支払開始日の前日(一般コースの場合)および販売会社への交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(6) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、当該販売会社に対する支払をもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払を怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます(なお、信託財産より委託会社に損害賠償を行った結果、受託銀行が損害賠償請求された場合、信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。)

(7) 受益証券の換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換

記名式受益証券の名義書換手続

「記名式受益証券名義書換請求書」に記入のうえ、印鑑登録印(販売会社への登録印)を押捺して、印鑑登録票二葉および当該受益証券を添付して、販売会社経由で委託会社に提出することにより記名式の受益証券の所持人は名義書換を請求することができます。名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

取扱場所・取次所・代理人

記名式受益証券の名義書換は販売会社にて取扱います。

手数料

記名式受益証券の名義書換には手数料はかかりません。

その他

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

(5) その他

受益証券は、原則無記名式です。取得者の請求により記名式とすることもできます。受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失などの事故を防ぐためにも、委託会社は、販売会社での「保護預り」をおすすめします。ただし、「自動けいぞく投資契約」を結ばれた方は、すべて保護預りとさせていただきますので、引出すことはできません。

(注) ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

その他

投資制限

(1) 約款上の投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

デリバティブおよび外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。(公社債の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。(資金の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。(信用取引)

詳細およびその他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

(2) 法令上の投資制限

委託会社は、本ファンドの信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の および に掲げる額(これに係る取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに および に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託銀行に指示することはできません(投資信託法施行規則第27条第1項第5号)

当該信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。)当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるもの

当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

その他

他の情報について

申込期間	2006年8月16日から2007年8月15日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募集総額	5,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。
振替機関に関する 事項	該当事項はありません。 (注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。 その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。
保管	a.一般コース : 販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の 保護預りとすることができます。 b.自動けいぞく投資コース : 受益証券はすべて保護預りとなりますので、引出す ことはできません。 (注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。 その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。
格付	格付けは取得しておりません。

「請求目論見書」の項目

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

「請求目論見書」とは、証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

その他

ファンドの海外休業日

シンガポールの休業日

2006年	10月21日	ヒンズー教徒の祭典(ディパバリ)
	10月24日	イスラム教徒の祭日(ハリ・ラヤ・プアサ)
	12月25日	クリスマス
	12月31日	イスラム教徒の祭日(ハリ・ラヤ・ハジ)
2007年	1月1日	ニュー・イヤーズ・デー
	1月2日	振替休日
	2月18日	中国旧正月
	2月19日	中国旧正月
	2月20日	振替休日

2006年8月15日現在、委託会社が認識し得る2007年2月末までの「シンガポールの休業日」です。(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。)

その他

振替制度について

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社は、前記「その他 信託の終了・約款の変更等 約款変更」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの2006年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

振替制度への移行後の取扱いについては、以下のとおりです。

(1) ファンドの分配金について

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、帰属します。2007年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。自動けいそく投資コースの場合は収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) お買付のお申込みについて

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行いうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3) ご換金のお申込みについて

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2007年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、2007年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

2006年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、2007年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

その他

(4) 受益証券の再発行について

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益証券の譲渡について

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割について

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」が施行された場合には、受託銀行と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金について

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(儻還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(9) 受益証券の保管について

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(10) 振替機関について

振替機関は下記の通りとなる予定です。

株式会社証券保管振替機構

詳しくは後記「信託約款(2007年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

用語集

委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによつて、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

解約価額(かいりやくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

株式投資信託(かぶしきとうしんたく)

投資信託の分類の一つです。一般的には株式を主な投資対象とするファンドを指しますが、約款上で株式を少しでも組入れることが可能なファンドは株式投資信託に分類されます。したがって、主に公社債に投資するファンドであっても、株式投資信託に分類される場合があります。

為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為をいいます。為替ヘッジを行う場合には、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

用語集

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託財産留保額(しんたくざいさんりゆうほがく)

運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

運用状況

(1) 投資状況

(2006年5月31日現在)			
資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,989,051,500	56.96
	香港	152,920,768	4.38
	シンガポール	139,397,458	3.99
	インドネシア	88,227,240	2.53
	韓国	242,169,944	6.94
	台湾	460,833,624	13.20
	インド	286,010,518	8.19
小計		3,358,611,052	96.19
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	132,892,827	3.81
合計 (純資産総額)	—	3,491,503,879	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率 (2006年5月31日現在)

国内／国外	業種	投資比率 (%)
国内	化学	2.12
	ガラス・土石製品	5.68
	鉄鋼	3.29
	機械	4.99
	電気機器	23.48
	輸送用機器	2.11
	精密機器	8.78
	その他製品	0.63
	情報・通信業	5.88
	合計	96.19
国外	非鉄金属	1.58
	コンピューター	7.84
	電気・電子	5.26
	電子部品・計器	11.85
	通信	11.79
	電気機器	0.91
	合計	96.19

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件 (2006年5月31日現在)

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの (2006年5月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	(2006年5月31日現在)		
						帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)
1	日本	株式	ユニオントール	機械	19,400	6,820.00	132,308,000	6,410.00
2	日本	株式	日立金属	鉄鋼	101,000	1,182.00	119,382,000	1,139.00
3	日本	株式	エー・アンド・ディ	精密機器	45,100	2,310.00	104,181,000	2,545.00
4	日本	株式	KDDI	情報・通信業	162	708,000.00	114,696,000	702,000.00
5	日本	株式	富士通機ホールディングス	電気機器	190,000	653.00	124,070,000	595.00
6	日本	株式	サンケン電気	電気機器	68,000	1,664.00	113,152,000	1,629.00
7	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS - PDP-NV	電気・電子	1,980	63,043.20	124,825,536	55,521.00
8	日本	株式	三菱電機	電気機器	120,000	988.00	118,560,000	909.00
9	インド	株式	SOTANI COMPUTER SERVICES	コンピューター	61,260	1,608.12	98,513,663	1,745.61
10	日本	株式	フジコインコーポレーテッド	ガラス・土石製品	40,200	2,600.00	104,520,000	2,640.00
11	日本	株式	HIOYA	精密機器	23,000	4,310.00	99,130,000	4,280.00
12	シンガポール	株式	STARHUB LTD	通信	578,000	157.97	91,309,665	163.66
13	日本	株式	島津製作所	精密機器	123,000	766.59	94,291,328	760.00
14	日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	62,000	1,653.00	102,486,000	1,487.00
15	日本	株式	新日鐵ソリュー	情報・通信業	35,000	2,605.00	91,175,000	2,615.00
16	日本	株式	日本シエムケイ	電気機器	52,000	1,870.01	97,240,895	1,719.00
17	インドネシア	株式	TELEKOMNIKASI Tbk PT	通信	961,500	102.30	98,361,450	91.76
18	日本	株式	キヤノン	電気機器	10,800	8,370.00	90,396,000	7,760.00
19	台湾	株式	MEDIATEK INC	電子部品・計器	66,000	1,396.00	92,136,000	1,258.14
20	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	電子部品・計器	379,726	226.50	86,008,318	210.44
21	インド	株式	TELEVENTURES	通信	82,670	1,022.00	84,489,318	917.70
22	日本	株式	ダイヘン	電気機器	120,000	618.00	74,160,000	621.00
23	日本	株式	信越化学工業	化学	11,800	6,510.00	76,118,000	6,270.00
24	日本	株式	デンソー	輸送用機器	18,900	4,120.00	77,868,000	3,890.00
25	日本	株式	エルビーダメモリ	電気機器	14,200	5,180.00	73,556,000	5,050.00
26	日本	株式	オーリンズ電気	電気機器	100,000	695.00	69,500,000	697.00
27	台湾	株式	PRECISION INDUSTRY	コンピューター	88,433	790.48	69,904,960	718.93
28	香港	株式	CHINA MOBIL (HONG KONG)	通信	100,500	645.36	64,858,881	585.31
29	香港	株式	HUTCHISON WHARF AMPA	通信	55,000	1,071.50	58,932,692	1,021.58
30	台湾	株式	CARTIER TECHNOLOGY CO LTD	非鉄金属	41,000	1,256.40	51,512,400	1,347.14

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2006年5月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配額)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配額)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第1期	(2000年11月15日)	5,936	5,936	0,8240	0,8240
第2期	(2001年5月15日)	5,087	5,087	0,7688	0,7688
第3期	(2001年11月15日)	3,695	3,695	0,5751	0,5751
第4期	(2002年5月15日)	4,205	4,205	0,6801	0,6801
第5期	(2002年11月15日)	2,784	2,784	0,4896	0,4896
第6期	(2003年5月15日)	2,487	2,487	0,4648	0,4648
第7期	(2003年11月17日)	3,153	3,153	0,6114	0,6114
第8期	(2004年5月17日)	3,116	3,116	0,6256	0,6256
第9期	(2004年11月15日)	3,021	3,021	0,6308	0,6308
第10期	(2005年5月16日)	2,957	2,957	0,6410	0,6410
第11期	(2005年11月15日)	3,519	3,519	0,8059	0,8059
第12期	(2006年5月15日)	3,684	3,684	0,9398	0,9398
	2005年5月末日	3,088	—	0,6718	—
	2005年6月末日	3,235	—	0,6958	—
	2005年7月末日	3,248	—	0,7172	—
	2005年8月末日	3,266	—	0,7141	—
	2005年9月末日	3,491	—	0,7691	—
	2005年10月末日	3,370	—	0,7557	—
	2005年11月末日	3,653	—	0,8482	—
	2005年12月末日	3,794	—	0,9147	—
	2006年1月末日	3,862	—	0,9726	—
	2006年2月末日	3,675	—	0,9132	—
	2006年3月末日	3,871	—	0,9621	—
	2006年4月末日	3,790	—	0,9654	—
	2006年5月末日	3,491	—	0,8900	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2000年5月31日 至 2000年11月15日	0.0000
第2期	自 2000年11月16日 至 2001年5月15日	0.0000
第3期	自 2001年5月16日 至 2001年11月15日	0.0000
第4期	自 2001年11月16日 至 2002年5月15日	0.0000
第5期	自 2002年5月16日 至 2002年11月15日	0.0000
第6期	自 2002年11月16日 至 2003年5月15日	0.0000
第7期	自 2003年5月16日 至 2003年11月17日	0.0000
第8期	自 2003年11月18日 至 2004年5月17日	0.0000
第9期	自 2004年5月18日 至 2004年11月15日	0.0000
第10期	自 2004年11月16日 至 2005年5月16日	0.0000
第11期	自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	0.0000
第12期	自 2005年11月16日 至 2006年5月15日	0.0000

財務ハイライト情報

・下記の貸借対照表、損益及び純余金計算書、並びに重要な会計方針は「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粹して記載したものです。
 ・「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 貢献諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第11期 (2005年11月15日現在)	第12期 (2006年5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		24,744,528	91,038,627
金融信託		324,445	115,677
コール・ローン		52,991,370	56,406,222
株式		3,487,748,981	3,566,887,087
未収配当金		6,688,846	11,056,606
未収利息		—	7
流動資産合計		3,572,498,170	3,725,504,226
資産合計		3,572,498,170	3,725,504,226
負債の部			
流動負債			
未払金		8,959,529	—
未払解約金		10,575,054	3,201,416
未払受託者報酬		1,729,620	1,957,131
未払委託者報酬		31,133,187	35,228,359
その他未払費用		823,570	931,662
流動負債合計		53,220,960	41,318,568
負債合計		53,220,960	41,318,568
純資産の部			
元本等			
元本		4,366,920,511	3,920,301,155
剰余金			
期末欠損金		847,643,301	236,115,497
(うち分配準備積立金)		(75,387,775)	(296,647,000)
剰余金合計		△847,643,301	△236,115,497
元本等合計		—	3,684,185,658
純資産合計		3,519,277,210	3,684,185,658
負債・純資産合計		3,572,498,170	3,725,504,226

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2000年5月31日 至 2000年11月15日	△17.6
第2期	自 2000年11月16日 至 2001年5月15日	△6.7
第3期	自 2001年5月16日 至 2001年11月15日	△25.2
第4期	自 2001年11月16日 至 2002年5月15日	18.3
第5期	自 2002年5月16日 至 2002年11月15日	△28.0
第6期	自 2002年11月16日 至 2003年5月15日	△5.1
第7期	自 2003年5月16日 至 2003年11月17日	31.5
第8期	自 2003年11月18日 至 2004年5月17日	2.3
第9期	自 2004年5月18日 至 2004年11月15日	0.8
第10期	自 2004年11月16日 至 2005年5月16日	1.6
第11期	自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	25.7
第12期	自 2005年11月16日 至 2006年5月15日	16.6

(2) 損益及び純余金計算書

区分	注記番号	第11期 自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	第12期 自 2005年11月16日 至 2006年5月15日
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		25,250,933	16,133,992
受取利息		197,689	235,771
有価証券売買等損益		684,987,504	624,342,796
為替差損益		75,212,667	△26,721,180
営業収益合計		785,648,793	613,991,379
営業費用			
受託者報酬		1,729,620	1,957,131
委託者報酬		31,133,187	35,228,359
その他費用		4,412,194	2,647,035
営業費用合計		37,275,001	39,832,525
営業利益		748,373,792	—
営業利益金額		—	574,158,854
経常利益		748,373,792	—
経常利益金額		—	574,158,854
当期純利益		748,373,792	—
当期純利益金額		—	574,158,854
一部解約に伴う当期純利益分配額		84,548,862	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	112,127,736
期首次損金		1,656,181,805	847,643,301
欠損金減少額		337,157,864	200,637,309
当期一部解約に伴う欠損金減少額		(337,157,864)	(200,637,309)
欠損金増加額		192,444,290	51,140,623
当期追加信託に伴う欠損金増加額		(192,444,290)	(51,140,623)
分配金		—	—
期末欠損金		847,643,301	236,115,497

techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

(3) 注記表

前期については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	第12期 自 2005年11月16日 至 2006年5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先売買相場の兌値によって計算しております。 3. 収益及び費用の計上基準 取受配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ちにおいて、その金額が確定しているものについては当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	株式 同左 為替予約取引 同左 受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外國通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外國通貨の売却時ににおいて、当該外國通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外國通貨の割合相当額を当該外國通貨の売却時の外貨相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当額を外貨建資産等の外回投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 計算期間の取扱い 2005年5月15日が休業日のため、本計算期間期首は2005年5月17日としております。	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外國通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外國通貨の売却時ににおいて、当該外國通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外國通貨の割合相当額を当該外國通貨の売却時の外貨相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当額を外貨建資産等の外回投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

第11期 自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	第12期 自 2005年11月16日 至 2006年5月15日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 デリバティ取引は、価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

区分	第11期 (2005年11月15日現在)	第12期 (2006年5月15日現在)
1口当たり純資産額	0.8059円	0.9398円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第11期 (2005年11月15日現在)	第12期 (2006年5月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,613,635,820円	4,366,920,511円
期中追加設定元本額	707,302,285円	613,988,180円
期中一節解約元本額	954,017,594円	1,060,607,536円
2. 計算期末日における受益権の総数	_____	3,920,301,155円
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は847,643,301円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は236,115,497円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第11期 自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	第12期 自 2005年11月16日 至 2006年5月15日
	分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	22,464,921円	14,358,178円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	一円	223,709,018円
収益調整金額	13,626,631円	22,234,283円
分配準備積立金額	52,922,854円	58,579,804円
当ファンドの分配対象収益額	89,014,406円	318,881,283円
当ファンドの期末残存口数	4,366,920,511口	3,920,301,155口
1口当たり収益分配対象額	0.020383円	0.081341円
1口当たり分配金額	一円	一円
収益分配金額	一円	一円

(有価証券に関する注記)

(有価証券に関する 売買目的有価証券)

種類	第11期（2005年11月15日現在）		第12期（2006年5月15日現在）	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	3,487,748,981	600,690,058	3,566,887,087	429,457,58
合計	3,487,748,981	600,690,058	3,566,887,087	429,457,58

信託約款

追加型証券投資信託 techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

運用の基本方針

約款第 21 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の株式およびその他アジア・オセアニア諸国の株式を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主として日本およびその他アジア・オセアニア諸国(オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ等)のテクノロジー関連企業の上場/店頭登録株式(これに準ずるものを含みます。)に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該株式の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。ここでいう「テクノロジー関連企業」とは、技術進歩や技術改良につながる、またこれらから恩恵を受ける可能性のある商品、サービス等の提供、利用あるいは開発に従事しているとファンダメンタルズ・マネージャーが判断する企業のことで、具体的には家電、通信機器、半導体/半導体製造装置、電子部品、精密機器、ソフトウェア、通信/インターネット、メディア/コンテンツ等の産業において製品またはサービスの開発、製造、販売等を行う企業をいいます。
- ② 日本企業の株式と日本以外のアジア・オセアニア企業の株式への投資比率は、市場の時価総額等を考慮して、委託者およびゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーの運用チームにより構成された資産配分委員会にて決定します。
- ③ 投資対象国市場への直接投資に加えて、海外の証券取引所等において取引されている投資対象国企業の株式等にも投資します。
- ④ 中長期的視点から各市場の企業業績見通しに重点を置き、金利の水準やその方向性、株価収益率等を考慮し、市場期待收益率の予測値も参考にしながら投資先企業の地域配分比率を決定します。
- ⑤ 投資対象会社への会社訪問や工場見学等による直接調査の上、ファンダメンタルズ分析に基づいて個別銘柄の組入れを決定します。組入れ銘柄の選択に際しては、(1)資本効率が高いまたは改善していること、(2)経営陣の質およびその能力が高いこと、(3)平均以上の成長率を中長期的に維持できると見込まれること等を主な評価ポイントとします。
- ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑩ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借り入れを行うことができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることができます。
- ⑪ ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピー・ティー・イーに日本を除くアジア・オセアニア株式(その指數先物が含まれます。)および通貨の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③ デリバティブおよび外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

3. 収益分配方針

年 2 回決算を行い、毎計算期末(毎年 5 月 15 日および 11 月 15 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。
- ② 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ③ 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ④ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金50億～5,000億円¹を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第7項、第55条第1項、第56条、第57条第1項または第59条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。
② この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、50億～5,000億円²に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

¹ 5,000億円を上限とします。ただし、50億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

² 5,000億円を上限とし、第2条の信託金を1口1円で計算した口数とします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益証券の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として我が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則として我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。
② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位および価額等)

第12条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第10条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対し、毎営業日において、1万口以上1万口単位をもって取得の申込に応じができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1万円(またはこれを超えて当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める金額)以上1円単位をもって取得の申込に応じができるものとします。なお、シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第51条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

- ② 前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.0%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の受益証券の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の中止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益証券の取得申込みの受け付けを中止することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

- 第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。
- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
 - ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第46条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

- 第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

- 第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

- 第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

- 第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

- 第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第18条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 1. 有価証券
 1. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 2. 有価証券オプション取引に係る権利
 2. 外国市場証券先物取引に係る権利
 3. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 4. 金銭債権
 1. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 5. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条各号に規定するもののうち、次に掲げるもの
 1. 金利先渡取引に係る権利
 2. 為替先渡取引に係る権利
 3. 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
 6. 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 1. 為替手形
 2. 抵当証券

(運用の指図範囲等)

- 第19条 委託者(第22条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 6. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- (2) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券
- (3) 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- (4) 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (5) 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託財産相互間取引等)

- 第20条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。
1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
 2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である投資顧問業者の営む投資顧問業に係る顧客または(ii)かかる投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

- 第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

- 第22条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号： ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピー・ティー・イー
所 在 地： シンガポール
委託内容： 日本を除くアジア・オセアニア株式(その指数先物が含まれます。)および通貨の運用

- (2) 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

- 第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図および範囲)

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
 - (3) 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

- 第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
 - ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

- 第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図することができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第 31 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第 33 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

- 第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予

約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

- 第 35 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

- 第 36 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、保管振替機関等に預託し保管することができます。
- ② 受託者は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混載寄託)

- 第 37 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できるものとします。

第 38 条 [削除]

(信託財産の表示および記載の省略)

- 第 39 条 信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

- 第 40 条 受託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

- 第 41 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第 42 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は

当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

- 第 43 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。
- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

- 第 44 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

- 第 45 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

- 第 46 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 16 日から 11 月 15 日および 11 月 16 日から翌年 5 月 15 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は平成 12 年 5 月 31 日から平成 12 年 11 月 15 日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

- 第 47 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 48 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 46 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 49 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 46 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 190 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 50 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 51 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じるものとします。
- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払うことができます。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第 54 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金額となるものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印

鑑の盗用その他の事情があつても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

- ⑩ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠つことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます(なお、信託財産より委託者に損害賠償を行つた結果、受託者が損害賠償請求された場合、信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。)。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第 52 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第 53 条 受託者は、収益分配金については第 51 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 51 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 51 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 51 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

- 第 54 条 受益者は、第 2 項に定める場合を除き毎営業日において、自己の有する受益証券につき、委託者に当該営業日を一部解約実行の請求日として、1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等)により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行

の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 50 億口を下回ることになった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 次条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 54 条第 7 項」と読み替えます。

(信託契約の解約)

- 第 55 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 56 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 60 条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

- 第 57 条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 60 条第 4

項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 58 条 委託者は、投資信託委託業者の事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継せることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 59 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 60 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

- ④ 本条に基づき受託者が辞任または解任されたまたは解任される場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を使用する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかつた受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第 60 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときは、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 60 条の 2 第 55 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 55 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 の規定に基づき、受益証券の買取りを請求することができます。

(公 告)

第 61 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 62 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社債法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社債法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社債法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社債法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、2007 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- ② 2007 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

- ④ 受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録

の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の2006年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、2007年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、2007年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成12年5月31日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

<信託約款>

信託約款(2007年1月4日適用予定)の変更内容について

2006年12月29日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、2007年1月4日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参考条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。変更箇所につき添付信託約款全文と合わせてご覧ください。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(2006年8月15日現在の約款の内容)
(募集の方法、 <u>受益権</u> の取得申込みの勧誘の種類)	(募集の方法、 <u>受益証券</u> の取得申込みの勧誘の種類)
第5条 (略) ② この信託にかかる <u>受益権</u> の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。	第5条 (同左) ② この信託にかかる <u>受益証券</u> の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。
(当初の受益者)	(当初の受益者)
第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する <u>受益権</u> 取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。	第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する <u>受益証券</u> 取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
(受益権の分割および再分割)	(受益権の分割および再分割)
第7条 (略) ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 ③ (略)	第7条 (同左) ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の <u>受益権</u> を均等に再分割できます。 ③ (同左)
(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)	(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)
第8条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる <u>受益権</u> の口数を乗じた額とします。 ② (略) ③ (略)	第8条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる <u>受益証券</u> の口数を乗じた額とします。 ② (同左) ③ (同左)
(受益権の帰属と受益証券の不発行)	(受益証券の発行および種類)
第10条 この信託の <u>受益権</u> は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以後に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の <u>受益権</u> を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、	第10条 委託者は、第7条の規定により分割された <u>受益権</u> を表示する無記名式の <u>受益証券</u> を発行します。

<p><u>振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</u></p> <p>② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p> <p><u>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u></p> <p>③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p> <p>④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。</p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</p> <p>② [削除]</p> <p>(受益権の申込単位および価額等)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機</p>	<p>② <u>委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(受益証券の発行についての受託者の認証)</p> <p>第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p>② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。</p> <p>(受益証券の申込単位および価額等)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条</p>
---	---

<信託約款>

<p>関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、毎営業日において、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1 万円(またはこれを超えて当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める金額)以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じができるものとします。なお、シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受けないものとします。ただし、第 51 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。</p> <p>② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 3.0% を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④ 第 1 項および前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 46 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の中止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受け入れを中止することおよびすでに受けた取得申込みを取消することができます。</p>	<p>第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 10 条の規定により発行される受益証券を、その取得申込者に対し、毎営業日において、1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込に応じができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1 万円(またはこれを超えて当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める金額)以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じができるものとします。なお、シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受けないものとします。ただし、第 51 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。</p> <p><新設></p> <p>② 前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 3.0% を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>③ 前 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じができるものとします。その場合の受益証券の価額は、原則として第 46 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>④ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の中止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益証券の取得申込みの受け入れを中止することおよびすでに受けた取得申込みを取消することができます。</p>
---	---

<信託約款>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)	
第 13 条	<p>受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</p> <p>③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>
(受益権の譲渡の対抗要件)	
第 14 条	受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。
第 15 条	<u>[削除]</u>
第 16 条	<u>[削除]</u>
第 17 条	<u>[削除]</u>
第 18 条	<u>[削除]</u>
(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)	
第 51 条	収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約
(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)	
第 13 条	<p>委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</p>
	<p>③ 前項の規定による名義書換の手続は、第 46 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。</p>
(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)	
第 14 条	記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。
(無記名式の受益証券の再交付)	
第 15 条	委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
(記名式の受益証券の再交付)	
第 16 条	委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
(受益証券を毀損した場合等の再交付)	
第 17 条	委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前 2 条の規定を準用します。
(受益証券の再交付の費用)	
第 18 条	委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。
(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)	
第 51 条	収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

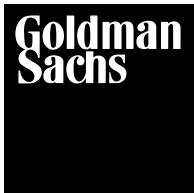
<p>が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている<u>受益権</u>については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第52条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。</p>	
<p>② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得の申込に応じるものとします。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</p>	<p>② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得の申込に応じるものとします。</p>
<p>③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる<u>受益権</u>の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該<u>受益権</u>に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払うことができます。</p>	<p>③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する<u>受益証券</u>の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券</u>の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払うことができます。</p>
<p>④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた<u>受益権</u>にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている<u>受益権</u>については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る<u>受益権</u>の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。</p>	<p>④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券</u>と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。</p>
<p>⑤ 一部解約金は、第54条第1項(同条第5項が適用される場合は同条第6項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金</p>	<p>⑤ 一部解約金は、第54条第1項(同条第5項が適用される場合は同条第6項)に定める一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金</p>

	<p>融機関を通じて当該受益者に支払います。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>⑧ [削除]</p> <p>⑨ [削除]</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第 52 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の<u>払い込み</u>と支払いに関する受託者の免責) 第 53 条 受託者は、収益分配金については第 51 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 51 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 51 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 51 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者の指定する預金口座等</u>に払い込みます。 ② 受託者は、前項の規定により<u>委託者の指定する預金口座等</u>に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(信託の一部解約) 第 54 条 受益者は、第 2 項に定める場合を除き毎営業日において、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に当該営業日を一部解約実行の請求日として、1 万口単位(別に定める契約にかかる<u>受益権</u>については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。 ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま</p>	<p>融機関を通じて受益者に支払います。</p> <p>⑥ (同左)</p> <p>⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>⑧ 記名式の<u>受益証券</u>を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には<u>受益証券</u>に、記名し届出印を押捺するものとします。</p> <p>⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、のために生じた損害について、その責を負わないものとします。</p> <p>⑩ (同左)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第 52 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の<u>委託者への交付</u>と支払いに関する受託者の免責) 第 53 条 受託者は、収益分配金については第 51 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 51 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 51 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 51 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者に交付</u>します。 ② 受託者は、前項の規定により<u>委託者</u>に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(信託の一部解約) 第 54 条 受益者は、第 2 項に定める場合を除き毎営業日において、自己の有する<u>受益証券</u>につき、委託者に当該営業日を一部解約実行の請求日として、1 万口単位(別に定める契約にかかる<u>受益証券</u>については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。 ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま</p>
--	---	---

<p>す。ただし、シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>2007年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。</u> ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>受益権</u>の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)</p> <p>第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第60条の2 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、<u>受益権</u>の買取りを請求することができます。</p> <p>(附 則)</p> <p>(添付信託約款附則第1条を削除し、以下の内容に置き換えます。)</p> <p>第1条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委</p>	<p>す。ただし、シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ <u>受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。</u></p> <p>⑤ (同左)</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>受益証券</u>の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑦ (同左)</p> <p>⑧ (同左)</p> <p>⑨ (同左)</p> <p><新設></p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第60条の2 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、<u>受益証券</u>の買取りを請求することができます。</p> <p>(附 則)</p> <p>第1条 (添付信託約款附則第1条をご参照ください。)</p>
--	---

<信託約款>

託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。



techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

追加型株式投資信託 / 国際株式型(日本・アジア・オセアニア型) / 自動けいぞく投資可能 / 信託期間 無期限

請求目論見書

2006.8

本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

(注)「techWIN」は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年8月15日に関東財務局長に提出しており、平成18年8月16日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

(注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、「販売会社」とは委託会社の指定する証券会社および登録金融機関をいふほか、文脈上別に解すべき場合を除き、これらのためにお申込みの取次を行う取次会社を含むことがあります。

(注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。)を「社振法」ということがあります。

(注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

(注4) 本書においてtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドを「本ファンド」または「techWIN」といいます。

(注5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループを文脈上別に解すべき場合を除き、「ゴールドマン・サックス」ということがあります。

(注6) ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。

目 次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込(販売)手續等.....	1
2	換金(解約)手續等.....	2
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要.....	3
2	受益者の権利等.....	6
第 4	ファンドの経理状況	9
1	財務諸表.....	9
2	ファンドの現況.....	11
第 5	設定及び解約の実績	12

第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2000年5月31日であり、同日より運用を開始しました。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付けのお申込みを行うものとします。お買付けのお申込みは、各販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付けのお申込みが行われかつ当該お申込みの受付けに係る各販売会社所定の事務手續が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについてでは、翌営業日のお取扱いとします。

*1 シンガポール証券取引所またはシンガポールの銀行の休業日（以下「シンガポールの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付けのお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引きられた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては名称が異なる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付けに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

(注)本ファンドの受益権は、2007年1月4日より、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

(3) お申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : <http://www.gs.com/japan/gsam>

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「テック戦」）。

(4) お申込単位は以下のとおりとなります。

一般コース : 1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位

販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払ください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

(6) 証券取引所における取引の中止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的

な疑いが生じた場合等を含みます。) があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みを取消することができます。

※本ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行いうるものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつて当該お申込みの受付けに係る各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

* 1 「シンガポールの休業日」を除きます。

* 2 販売会社によっては午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、委託会社に1万口以上1万口単位（「自動けいぞく投資契約」を結ばれた場合には1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*1}として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。手取り額は、解約価額から、所得税および地方税（解約価額が受益者ごとの個別元本^{*2}を上回った場合その超過額に対して個人の受益者については10%（所得税7%、地方税3%）^{*3}、法人の受益者については7%（所得税7%）^{*4}）を差引いた金額となります。

* 1 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰入れられます。

* 2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

* 3 2008年4月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

* 4 2008年4月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：<http://www.gs.com/japan/gsam>

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「テック戦」）。

(5) 一部解約代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。一部解約代金の支払いのために信託財産から流動性の低い証券を売却する必要がある場合には、支払いには5営業日より長くかかる可能性があります。場合によっては一部解約を受けないこともあります。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止または保留以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を本ファンドの信託財産をもって信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了 (b) その他の事由による信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

※本ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2007年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、2007年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

2006年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、2007年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間をおこしますので、ご留意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：<http://www.gs.com/japan/gsam>

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「テック戦」）。年2回（5月および11月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 保管

受益証券は、原則無記名式です。取得者の請求により記名式とすることもできます。受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失などの事故を防ぐためにも、委

託会社は、販売会社での「保護預り」をおすすめします。ただし、「自動けいぞく投資契約」を結ばれた方は、すべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

本ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2000年5月31日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎年5月16日から11月15日および11月16日から翌年5月15日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2000年5月31日から2000年11月15日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) その他

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託業者と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(注) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピー・ティー・イー）との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a. に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託業者の事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

f. 受益証券の記名式、無記名式への変更、名義書換手続、対抗要件、再交付

委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

ます。

上記の名義書換の手続は、本ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

記名式の受益証券の譲渡は、上記の名義書換によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託会社の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、上記の受益証券喪失の場合に準じます。

委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(注)本ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

g. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

h. 有価証券等の保管

受託銀行は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託銀行は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

i. 混蔵寄託

金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

j. 信託財産の表示および記載の省略

信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託会社または受託銀行が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

k. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

l. 再投資の指図

委託会社は、上記による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日目から収益分配金交付票と引換えに販売会社を通じて受益者に支払われます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じるものとします。

販売会社は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注)本ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、2007年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日目から受益証券と引き換えに販売会社を通じて受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注)2007年1月4日より振替制度に移行した場合の償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日目からお支払いします。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払いの場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払いの場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の濫用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

(5) 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日の前日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(注)2007年1月4日より振替制度に移行した場合、受託銀行は、収益分配金については支払開始日の前日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(6) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。（なお、信託財産より委託会社に損害賠償を行った結果、受託銀行が損害賠償請求された場合、信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。）

(7) 受益証券の換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4 ファンドの経理状況

(1) 本ファンドの財務諸表は、第11期計算期間（2005年5月17日から2005年11月15日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年總理府令第133号）に基づいて作成しており、第12期計算期間（2005年11月16日から2006年5月15日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年總理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 本ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第11期計算期間（2005年5月17日から2005年11月15日まで）及び、第12期計算期間（2005年11月16日から2006年5月15日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中
平成18年6月20日
中央青山監査法人
指定社員 公認会計士 清水泰之 業務執行社員
監査報告書
当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成17年1月16日から平成18年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成者は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査は、試算を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基準を得たと判断している。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成18年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

1 財務諸表

techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

(1) 貸借対照表

独立監査人の監査報告書
平成17年12月20日
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中
中央青山監査法人
指定社員 公認会計士 清水泰之 業務執行社員
監査報告書
当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているtechWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成17年5月17日から平成17年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成者は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求める。監査は、試算を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに監査者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基準を得たと判断している。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンドの平成17年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

区分	注記番号	第11期 (2005年11月15日現在)	第12期 (2006年5月15日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		24,744,528	91,038,627
金裁信託		324,445	115,677
コール・ローン		52,991,370	56,406,222
株式		3,487,748,981	3,566,887,087
未収配当金		6,688,846	11,056,606
未収利息		—	7
流動資産合計		3,572,498,170	3,725,504,226
資産合計		3,572,498,170	3,725,504,226
負債の部			
流動負債			
未払金		8,959,529	—
未払解約金		10,575,054	3,201,416
未払受託報酬		1,729,620	1,957,131
未払委託報酬		31,133,187	35,228,359
その他未払費用		823,570	931,662
流動負債合計		53,220,960	41,318,568
負債合計		53,220,960	41,318,568
純資産の部			
元本等			
元本		4,366,920,511	3,920,301,155
剰余金			
期末欠損金		847,643,301	236,115,497
(うち分配準備積立金)		(75,387,775)	(296,647,000)
剰余金合計		△847,643,301	△236,115,497
元本等合計		—	3,684,185,658
純資産合計		3,519,277,210	3,684,185,658
負債・純資産合計		3,572,498,170	3,725,504,226

techWIN ゴールドマン・サックス・テクノロジー戦略ファンド

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第11期 自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	第12期 自 2005年11月16日 至 2006年5月15日
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		25,250,933	16,133,992
受取利息		197,689	235,771
有価証券売買等損益		684,987,504	624,342,796
為替差損益		75,212,667	△26,721,180
営業収益合計		785,648,793	613,991,379
営業費用			
受託者報酬		1,729,620	1,957,131
委託者報酬		31,133,187	35,228,359
その他費用		4,412,194	2,647,035
営業費用合計		37,275,001	39,832,525
営業利益		748,373,792	—
営業利益金額		—	574,158,854
経常利益		748,373,792	—
経常利益金額		—	574,158,854
当期純利益		748,373,792	—
当期純利益金額		—	574,158,854
一部解約に伴う当期純利益分配額		84,548,862	—
一部解約に伴う当期純利益分配額		—	112,127,736
期首次損金		1,656,181,805	847,643,301
欠損金減少額		337,157,864	200,637,309
当期一部解約に伴う欠損金減少額		(337,157,864)	(200,637,309)
欠損金増加額		192,444,290	51,140,623
当期追加信託に伴う欠損金増加額		(192,444,290)	(51,140,623)
分配金		—	—
期末欠損金		847,643,301	236,115,497

(貸借対照表に関する注記)

区分	第11期 (2005年11月15日現在)	第12期 (2006年5月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,613,635,820円	4,366,920,511円
期中追加設定元本額	707,302,285円	613,988,180円
期中一部解約元本額	954,017,594円	1,060,607,536円
2. 計算期間末における受益権の総数	—	3,920,301,155口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は847,643,301円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は236,115,497円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第11期 自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	第12期 自 2005年11月16日 至 2006年5月15日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	22,464,921円	14,358,178円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	223,709,018円
収益調整金額	13,626,631円	22,234,283円
分配準備積立金額	52,922,854円	58,579,804円
当ファンドの分配対象収益額	89,014,406円	318,881,283円
当ファンドの期末残存口数	4,366,920,511口	3,920,301,155口
1口当たり収益分配対象額	0.020383円	0.081341円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金額	—円	—円

(有価証券に関する注記)

種類	第11期 (2005年11月15日現在)	第12期 (2006年5月15日現在)		
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	3,487,748,981	600,690,058	3,566,887,087	429,457,586
合計	3,487,748,981	600,690,058	3,566,887,087	429,457,586

(3) 注記表

前期については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	第12期 自 2005年11月16日 至 2006年5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の値によって計算しております。 受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	株式 同左 為替予約取引 同左 受取配当金 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法		
3. 収益及び費用の計上基準		
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附則明細表並びに運用報告書に関する規定」(平成12年総理府令第133号) 第60条に基づき、取引発生時の外國通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外國通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外貨建純資産等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の外貨建資産等の外貨基金勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 計算期間の取扱い 2005年5月15日が休業日のため、本計算期間期首は2005年5月17日としております。	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附則明細表並びに運用報告書に関する規定」(平成12年総理府令第133号) 第60条に基づき、取引発生時の外國通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外國通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外貨建純資産等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の外貨建資産等の外貨基金勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

第11期 自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	第12期 自 2005年11月16日 至 2006年5月15日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的で利用しております。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第11期 (2005年11月15日現在)	第12期 (2006年5月15日現在)
1口当たり純資産額	0.8059円	0.9398円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	信越化学工業	11,800	6,510.00	76,818,000	
	旭硝子	62,000	1,653.00	102,486,000	
	フジミインコーポレーテッド	40,200	2,600.00	104,520,000	
	日立金属	101,000	1,182.00	119,382,000	
	SMC	5,700	16,690.00	95,133,000	
	ユニオンツール	19,400	6,820.00	132,305,000	
	三菱電機	120,000	988.00	118,660,000	
	富士電機ホールディングス	190,000	653.00	124,070,000	
	オリジン電気	100,000	695.00	69,500,000	
	ダイヘン	120,000	618.00	74,160,000	
	エルビーダメモリ	14,200	5,180.00	73,556,000	
	サンケン電気	68,000	1,664.00	113,152,000	
	ヒロセ電機	3,000	16,160.00	48,480,000	
	日本シエムケイ	32,000	1,926.00	61,632,000	
	キヤノン	10,800	8,370.00	90,396,000	
	リコー	25,000	2,340.00	58,500,000	
	デンソー	18,900	4,120.00	77,868,000	
	島津製作所	68,000	757.00	51,476,000	
	HOYA	23,000	4,310.00	99,130,000	
	エー・アンド・ディ	45,100	2,310.00	104,181,000	
	セイコー	50,000	1,062.00	53,100,000	
	アーク	6,600	3,930.00	25,938,000	
	新日鉄ソリューションズ	35,000	2,605.00	91,175,000	
	KDDI	162	708,000.00	114,696,000	
小計				2,080,217,000	

(イ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
香港ドル	株式3銘柄	100.0%	11.2%
シンガポールドル	株式2銘柄	100.0%	9.7%
インドネシアルピア	株式1銘柄	100.0%	6.8%
韓国ウォン	株式6銘柄	100.0%	18.7%
台湾ドル	株式9銘柄	100.0%	33.0%
インドルピー	株式3銘柄	100.0%	20.6%

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2006年5月31日現在)

I 資産総額	3,495,032,450円
II 負債総額	3,528,571円
III 純資産額 (I - II)	3,491,503,879円
IV 発行済口数	3,922,819,764口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.8900円

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
香港ドル	CHINA NETCOM GRP CORP HK LTD	213,000	14.90	3,173,700.00	
	HUTCHISON WHAMPOA	55,000	74.05	4,072,750.00	
	CHINA MOBIL (HONG KONG)	100,500	44.60	4,482,300.00	
小計				11,728,750.00	
				(166,313,675)	
シンガポールドル	JURONG TECHNOLOGIES INDUSTRIAL	485,000	1.59	771,150.00	
	STARHUB LTD	578,000	2.22	1,283,160.00	
小計				2,054,310.00	
				(143,822,243)	
インドネシアルピア	TELEKOMUNIKASI TBK PT	961,500	8,250.00	7,932,375,000.00	
小計				7,932,375,000.00	
				(100,741,162)	
韓国ウォン	AMOTECH CO LTD	26,540	12,550.00	333,077,000.00	
	KH VATEC CO LTD	8,420	27,850.00	234,497,000.00	
	KIRYUNG ELECTRONICS CO LTD	57,800	4,100.00	236,980,000.00	
	PHOENIX PDE CO LTD	60,000	4,695.00	281,700,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD NV	1,980	528,000.00	1,045,440,000.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	2,630	85,400.00	224,602,000.00	
小計				2,356,296,000.00	
				(277,336,039)	
台湾ドル	AU OPTRONICS CORP	296,238	53.80	15,937,604.40	
	CAREER TECHNOLOGY CO LTD	367,282	31.00	11,385,742.00	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	41,000	360.00	14,760,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	88,433	226.50	20,030,074.50	
	MEDIATEK INC	66,000	400.00	26,400,000.00	
	SILICONWARE PRECISION INDS	289,686	44.35	12,847,574.10	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	181,500	37.55	6,815,325.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	379,726	64.90	24,644,217.40	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	393,744	20.60	8,111,126.40	
小計				140,931,663.80	
				(491,851,506)	
インドルピー	BHARTI TELEVENTURES	82,670	415.45	34,345,251.50	
	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	11,138	3,244.85	36,141,139.30	
	TATA CONSULTANCY SVS LTD	26,865	1,996.85	53,645,375.25	
小計				124,131,766.05	
				(306,605,462)	
合計				3,566,887,087	
				(1,486,670,087)	

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2000年5月31日 至 2000年11月15日	11,052,302,712 (0)	3,847,892,065 (0)	7,204,410,647 (0)
第2期	自 2000年11月16日 至 2001年5月15日	530,322,721 (0)	1,117,379,292 (0)	6,617,354,076 (0)
第3期	自 2001年5月16日 至 2001年11月15日	305,841,620 (0)	497,787,560 (0)	6,425,408,136 (0)
第4期	自 2001年11月16日 至 2002年5月15日	230,596,341 (0)	472,365,404 (0)	6,183,639,073 (0)
第5期	自 2002年5月16日 至 2002年11月15日	84,386,845 (0)	580,933,763 (0)	5,687,092,155 (0)
第6期	自 2002年11月16日 至 2003年5月15日	153,664,923 (0)	488,876,517 (0)	5,351,880,561 (0)
第7期	自 2003年5月16日 至 2003年11月17日	144,259,050 (0)	337,810,167 (0)	5,158,329,444 (0)
第8期	自 2003年11月18日 至 2004年5月17日	400,108,095 (0)	576,450,959 (0)	4,981,986,580 (0)
第9期	自 2004年5月18日 至 2004年11月15日	106,193,341 (0)	298,287,020 (0)	4,789,892,901 (0)
第10期	自 2004年11月16日 至 2005年5月16日	286,371,532 (0)	462,628,613 (0)	4,613,635,820 (0)
第11期	自 2005年5月17日 至 2005年11月15日	707,302,285 (0)	954,017,594 (0)	4,366,920,511 (0)
第12期	自 2005年11月16日 至 2006年5月15日	613,988,180 (0)	1,060,607,536 (0)	3,920,301,155 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

techWIN[®]